

電波有効利用成長戦略懇談会（第15回）議事要旨

1. 日時

平成30年8月30日（木）16：00～17：00

2. 場所

中央合同庁舎第2号館（総務省） 8階 第1特別会議室

3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、北俊一（株式会社野村総合研究所パートナー）、藤原洋（株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO）

総務省：

坂井総務副大臣、小林総務大臣政務官、鈴木総務審議官、吉田国際戦略局長、山田情報流通行政局長、安藤総括審議官、谷脇総合通信基盤局長、泉国際戦略局審議官、奈良情報流通行政局審議官、田原電波部長、藤野国際戦略局総務課長、湯本放送政策課長、竹村総合通信基盤局総務課長、山崎事業政策課長、豊嶋基幹・衛星移動通信課長、荻原移動通信課長、塩崎電波環境課長、金澤電波政策課企画官、中村電波利用料企画室長、白石重要無線室長

4. 配布資料

資料15-1 報告書（案）に対する意見募集の結果について

資料15-2 規制改革推進会議の意見について

資料15-3 電波有効利用成長戦略懇談会報告書（案）

資料15-4 電波有効利用成長戦略懇談会報告書（案）概要

参考資料1 「電波有効利用成長戦略懇談会 報告書（案）」に対して提出された意見と

懇談会の考え方（案）

参考資料2 電波制度改革に関する規制改革推進会議からの意見書

5. 議事要旨

（1）開会

（2）議事

①「報告書（案）に対する意見募集の結果について」及び「規制改革推進会議の意見について」に関し、資料15-1、15-2、15-3及び15-4に基づき事務局から説明が行われた。

（飯塚構成員）

7月27日に政府全体のサイバーセキュリティ戦略が閣議決定され、IoTセキュリティの重要性が改めて強調された。

政府の方針に資するという観点からも、セキュリティが脆弱なIoTデバイスの調査や注意喚起、利用者へのサポートといったIoTセキュリティ対策に関して電波利用料財源を使って対応していくべきではないか。

（金澤電波政策課企画官）

御指摘のとおり、IoTサービスが拡大する中でそのセキュリティ対策が非常に重要になっている。御提案のあった内容については記載ぶりを座長と相談させていただきたい。

（北構成員）

経済的価値の反映について、「経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないように」という一文は入っているが、価格点をどの程度高めていくのか。どのような場合にどう配点するかという基本的な考え方について触れるべきだと第12回会合で発言し、事務局から「次回以降、議論いただきたい」とお答えいただいたが、議論しないまま現在に至っている。

具体的にどれくらいのウェイトにするか、割当ての都度個別に定めるのが適当だということには同意するが、その決定のプロセスについては限りなく透明化していただきたい。必要であればフォローアップの会合を開くなりして、ブラックボックスの中で決められる

ことのないように、なぜその数字・割合にしたのかという説明責任を果たせるような進め方をしていただきたい。

(大谷構成員)

公正取引委員会から、携帯電話市場の競争をさらに活発化させるための意見が提出された。割当てに当たっての審査項目は電波の特性に応じて決めていくことになるが、MVNOへの配慮とか、競争環境の促進という観点の配慮が必要とされる割当てが過去にも行われてきたということも事実だと思うので、経済的価値に配慮しつつも、こういった点にきめ細かく配慮が行き届くことが必要だと思っている。

MVNOを通じた競争の促進だけではなく、MNO間の競争の促進も引き続き取り組むべきテーマだと思うが、割当てを通じて実施できること、実現できることは多いと思うので、引き続き十分に検討していくことが重要である。

本懇談会の報告書の成長戦略に関わる部分で、ワイヤレスによる課題解決の領域と対応するSDGsというテーマが挙がっている。電波を有効利用して成長戦略に繋げていくためには、経済的価値の増大だけでなく様々な課題の解決に間接的にも資することを目標としていくことが必要であり、こういったところも注目を集めるように、引き続き事務局でPRをしていただければありがたい。

(北構成員)

報告書(案)42ページで「サプライチェーンの効率性の低下」とあるが、「向上」の間違いではないか。

(小林総務大臣政務官)

1番下の項目も「サービス産業の停滞」となっており、書き方が揃っていない。

(金澤電波政策課企画官)

表記については事務局において再度精査させていただく。

(多賀谷座長)

報告書全体について、本日の議論を踏まえ必要な修正を行うという前提で取りまとめた

い。修正については事務局と協議の上、座長に一任としていただきたい。

(各構成員から異議なし)

(金澤電波政策課企画官)

報告書については、必要な修正を行い、速やかに公表の手続を進める。また、本懇談会は今回が最終会合となるが、報告書を踏まえて今後具体的な制度化を進めるに当たり、状況報告を行い、御意見をお伺いする機会として、フォローアップ会合を必要に応じて開催したい。

②これまでの電波有効利用成長戦略懇談会を振り返って、各構成員からのコメント

(飯塚構成員)

今回の懇談会では、“IoT”が1つのキーワードになっており、IoTの普及を見据えた制度の改正にも資するものであると理解している。

おそらく今後IoTとして広く普及するであろう無線局は、無線設備の専門知識を持たない一般の消費者やユーザーによって利用されるものが増えていくと考えられる。しかし、日本の電波法が規定する無線局というものは、「無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体」と定義されており、いわゆる無線従事者免許を持った専門知識を有する者が無線設備を操作して、無線設備の性能を自ら維持・管理することを前提とした大電力中心の真空管全盛時代に作られたものである。半導体の普及により無線設備が小型化し、また省電力化してきた今日においては、電波に関する専門知識を持たないような一般消費者やユーザーが安全に、かつ、安心して無線設備を利用できるようにするために、また、その消費者やユーザーが電波法違反の責任を問われることのないよう、無線設備に対する製造メーカーなどの責任の明確化、技術基準適合証明の取得の義務化、市場に流通する無線設備の定期的な検査の義務化といった観点から、現行制度を改めて見直す必要が出てきているのではないか。

消費者保護やユーザー保護の観点からの見直しは、結果としてIoT機器の円滑な導入や普及の促進に繋がっていくと感じている。

(大谷構成員)

これまで議論して来たように、電波の利用者が直接の人間であるという時代は過ぎ去ろうとしている。IoT機器あるいはM2Mといったものが電波利用の主役に躍り出るという時代になりかかっている。

今回は十分に検討の活路を見出すことはできなかったが、免許不要帯域でも幅広く、真の受益者によって電波利用料が担われるような仕組み・考え方をこれからも引き続き検討していく必要があるのではないか。公正な負担の方法が十分に見つからなかったということだが、今後の課題として残っていると実感している。

北構成員からも御指摘のあった電波割当てに関わる事務の透明性確保ということについて、透明性確保の目標は事業者にとって予測可能性を高める。事業者がどんな投資をすればビジネスモデルが描けるかということを考えるようなタイミングで、早めにその情報を開示するという仕組みが構築されるようお願いしたい。

(北構成員)

2030年を見据えた包括的な検証がこれから立ち上がるわけだが、電波行政と電気通信行政がますますリンクしていかなければならない時代になっていく。

競争政策あるいは電気通信政策と、電波の割当手法、経済的価値をどれだけ主たる要素としていくか、という話はリンクしている。この辺り、包括的な検証の場においても電波というものを意識した議論を進めていただきたい。

(藤原構成員)

全体を振り返って、テクノロジーの進化が背景にあって電波利用の広がりにつながっているのだろうと感じた、時代の転換期にあった懇談会だったと思う。

IoT、放送型の動画トラフィック、AIのためのデータトラフィック。この3つのテクノロジーの進化が電波に期待を寄せている。これらのトラフィックがますます多様化し、容量的にも増えていく。大きな技術的な背景の中での懇談会だったと思う。

古い産業から新しい産業へと変わる中での利害関係の調整も必要な局面だったと思うが、規制改革推進会議からの意見、公正取引委員会等からのパブリックコメントは、この懇談会に対する大きな期待を含んでいると感じる。

利害関係の調整の中で経済的価値をどう取り入れていくか、1つ大きな進歩があったの

ではないか。それを実現していくために、電波利用料の徴収方法と用途について、技術の変化の中で見直すことができたと思う。大変充実した稠密な会議を経験させていただいた。

(金澤電波政策課企画官)

高田構成員からのコメントを代読する。

「成長戦略の重要な項目として周波数を挙げられたこともあり、周波数割当てに対する見直しができたことは大きな成果だと思う。個人的には、共用を前提とした割当て、新たな割当て方法に伴う収入の長期的研究開発への使用、そして無線電力伝送や抑止装置などの実用局化への道筋などを評価している。本報告書に基づいて一層の電波有効利用が図られることを期待する。」

(多賀谷座長)

1984年に電気通信事業法ができるまでは、電電公社とKDDが国内・国際を独占していた。次第に二次的な使用が活発になり、今日ではそれが当たり前となった結果、通信事業者は場合によっては土管的になってしまっている。電波を使った場合、インフラをコントロールしている人達の権限がなお強い。けれども次第に、そこから色々な分野、形で電波に関わる産業ができるだろう。その流れを促進するためには、おそらく既存の免許制自体もかなりの変更を伴う必要があるのではないか。引き続き電波法制の継続的な見直しをしていただきたい。

(3) 坂井副大臣、小林政務官から、最終会合に当たっての締めめの発言

(4) 閉会

以上